

松江市PTA連合会 表彰規程

第1条 目的

会員のPTAに対する永年の取り組みを称え、感謝の思いを表すと共に、会員の益々の発展を期するため、表彰規程を設ける。

第2条 表彰区分および対象者

表彰区分、および対象者は以下のとおりとする。

- ・団体表彰 本会加盟の単位PTA
- ・感謝状 本連合会に対して、功績のあった団体または個人
- ・特別顕彰 本会加盟の単位PTAで、統合等により組織および名称等が改廃となることかつ本連合会に対して功績のあった団体

第3条 表彰の方法

表彰は、以下の方法による。

- ・表彰状の授与
- ・感謝状の贈呈
- ・記念品の贈呈

第4条 選考の方法および基準

表彰者の選考は以下の基準により、常任理事会を選考委員会として行うものとする。

- ・団体表彰については、前年度までの活動内容がすぐれ、過去3年以内に表彰を受けていない単位PTAのうち、その所属するブロックの推薦があるもの
- ・感謝状については、本連合会において会長、副会長を通算3期以上務めたもの、および単位PTA、ブロックから推薦のあった個人のうち、選考委員会で、適当と認められたもの
- ・特別顕彰等については第2条の条文を基準と定め、選考委員会において協議することとする
- ・そのほか、選考委員会で協議の上、明らかな功績があると認められたもの

第5条 選考、表彰の時期

推薦の取りまとめ、選考、表彰の時期は以下のとおりとする。

- ・団体、個人のブロック推薦については、11月初旬に受付を開始し、同月中旬を締め切りとする。
- ・選考委員会は、11月より開催し、翌2月末までに表彰団体および個人を決定する。その後、選考委員会（案）として理事会に報告し理事会において議決を得る。
- ・表彰は年度当初の定期総会において実施する。また、特別顕彰ほか期日が限定されているものについては、年度末までに行うものとする。

第6条 規程の改廃

本規程の改廃については、理事会で協議、採決し、総会で報告する。

附 則

本規程は、平成18年 1月22日より施行する。

本規程は、令和 2年12月 2日より施行する。